令和6年(2024年)5月17日

障害福祉課 森田 教司

(担当:障害福祉課 副参事 鈴木 剛)

電話番号:029-301-3363 (内線 3390)

指定障害者支援施設等の行政処分について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。 以下「法」という。)」に基づき、指定障害者支援施設等の監査を行ったところ、法令違反が認 められたため、当該施設に対して、行政処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

社会福祉法人愛信会(那珂郡東海村石神内宿1213) 理事長 村上 忠夫

2 対象施設

(1) 指定障害者支援施設 第二幸の実園 (那珂郡東海村石神内宿2382-1)

サービス	入所者数	指定年月日(当初)
障害者支援施設	49名	平成20年(2008年)4月1日

(2) 指定共同生活援助 第二幸の実園 (那珂郡東海村石神内宿2382-1)

サービス	入所者数	指定年月日(当初)
共同生活援助	4名	平成18年(2006年)10月1日

3 処分年月日

令和6年(2024年)5月17日(金)

4 処分の内容及び根拠

- (1) 指定障害者支援施設 第二幸の実園
 - ① 処分の内容

指定効力の全部停止3か月

(期間:令和6年(2024年)8月18日~令和6年(2024年)11月17日)

② 処分の根拠

人格尊重義務違反、著しく不当な行為(法第50条第3項で準用する同条第1項第3号、第5号及び第11号)

③ 処分の原因となる事実

ア 身体的虐待

- (ア)施設職員が複数の施設利用者に身体的暴力を行った事実
- (イ)複数の施設利用者に対し、承諾を得ることなく、作業させた事実

イ 経済的虐待

- (ア)施設職員が施設利用者から金銭を詐取した事実
- (イ)施設職員が負担すべき費用を複数の施設利用者に負担させた事実
- (ウ)複数の施設利用者から承諾を得ず、使途不明なまま、金銭を徴収していた事実

(2) 指定共同生活援助 第二幸の実園

① 処分の内容

指定効力の全部停止3か月

(期間:令和6年(2024年)8月18日~令和6年(2024年)11月17日)

② 処分の根拠

人格尊重義務違反(法第50条第1項第3号、第5号)

③ 処分の原因となる事実

ア 経済的虐待

- (ア)施設職員が負担すべき費用を複数の施設利用者に負担させた事実
- (イ)施設利用者から承諾を得ず、使途不明なまま、金銭を徴収していた事実

5 処分に伴う対応

処分後、施設利用者や保護者との面談などを実施し、意向を踏まえたうえで、処分期間 中の他の施設への入所など県が調整する。